地域連携
好事例
3

3つの圏域ごとのネットワーク会議と支援拠点

「推進計画第1号」の進捗状況は？

国の基本計画より先に策定し、他の都道府県をけん引した鳥取県。5年計画は4年を経た。東部・中部・西部に設置された「ネットワーク会議」と、相談・治療を兼ね合わせた「支援拠点」の活動はどう進んでいるのか。成果と課題を聞く。

実施地域

鳥取県全域

実施主体

鳥取県

連携組織等

支援拠点機関渡辺病院　各圏域の病院・診療所
鳥取市保健所
市町村　保護観察所　更生保護施設　刑務所
相談支援事業所
法テラス
検察庁　消防　警察
鳥取県断酒会　鳥取ダルクなど

県の推進計画の目標として

2016年3月、「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」が、全国に先駆けて策定された。

特色は、啓発から相談・治療までをワンストップで担う「アルコール健康障害支援拠点」を指定していること。

また、県内の3つの圏域に、行政・医療・福祉・司法関係者・民間団体等によるネットワーク研究会を構築。事例検討会等を通してアルコール等の総合的な依存症に関する課題を検討するとともに、解決に向けた取組を行なうとしている。

東部・中部・西部医師会での「かかりつけ医等依存症対応力向上研修会」開催や、回復者や民生委員・保護司等を対象にした「アルコール健康障害普及啓発相談員」の養成も行なう。

鳥取県での取り組みの経緯

1998年に鳥取保健所で「アルコール家族教室」を開催。翌1999年4月に鳥取県「東部地区アルコール関係者ネットワーク研究会」が発足する（行政や医療・福祉だけでなく法テラスや検察庁などの司法関係者、民間団体の鳥取ダルクや断酒会などの自助グループを含めたネットワークで、講演や関係機関の活動報告、事例検討会を開きアルコール関連問題に取り組んできた）。

2010年に県が「依存症対策推進モデル事業」を開始し「依存症対策推進委員会」が開催された。

2013年には「鳥取アディクション連絡会」が発足。推進計画の策定にあたっては、断酒会員である県議会議員が、議会の中で自らのアルコール依存症体験を語った。説得力のある体験談は、全国に先駆けた計画策定への原動力になった。

2016年3月、「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」が、全国に先駆けて策定された。国の基本計画より先行する驚きのスピードで、注目を集めた。

目標達成と課題

支援拠点を中心に関係機関が連携し、アルコール健康障害の早期発見・治療を推進する。

1999年から20年近く続いている「東部地区アルコール関係者ネットワーク研究会」の取り組みを、専門医療機関がない西部、中部でもスタートさせた。その他、かかりつけ医研修をそれぞれの地区医師会主導で進めている。

支援拠点の相談件数は増えているが、東部からが大多数。西部・中部のネットワーク活動の強化が課題である。

情報提供　明和会医療福祉センター渡辺病院
山下陽三氏
鳥取県保健福祉部ささえあい福祉局障がい福祉課

進計画策定の背景

アルコール健康障害基本法が施行されたのは、2014年6月。約2年後の2016年3月、全国に先駆けて「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」が策定された。国の基本計画が閣議決定されたのは、その2ヵ月後だった。

鳥取県議会の動きは素早かった。国の基本法施行の翌月には、基本法に絡んだ「緊急対策事業」として300万円あまりの補正予算を可決し、関係者による「対策会議」も短い期間に4回行なった。そもそも、鳥取県は人口約55万人と、全国で最も人口が少ない。コンパクトな県だからこその動きだったともいえる。

しかし、鳥取県がこれほどまでに迅速に計画を進められたのは、理由があった。基本法の成立前と後の2度にわたり、断酒会が平井知事に面会し、県としてアルコール依存症対策を打ち出して欲しいと要望していたのだ。さらに、断酒会員でもある福間裕隆県議が、自らの体験も織り交ぜて、県議会で質問を行なった。その答弁の中で知事は「国に先駆けて計画を作る」と宣言したのだ。

このことが大きな要因の1つとなり、県は推進計画策定に向けて動き出す。

2014年9月に医師、薬剤師、酒類事業者、民生委員、断酒会、刑務所、保護観察所などで構成される鳥取県アルコール健康障害対策会議を立ち上げた。その後、計画（案）についてパブリックコメントを実施し、2016年3月、知事の宣告通り「国に先駆けて」県推進計画を策定した。

予算

その後、予算も少しずつ増えている。

2016年 14,586,000円
2017年 13,202,000円
2018年 14,835,000円
2019年 15,030,000円

このうち、年間900万円余り（2019年度）が、啓発から相談・治療までをワンストップで担う「アルコール健康障害支援拠点」に支出されている。

鳥取県アルコール健康障害対策推進計画の概要

1．**「アルコール健康障害支援拠点」の設置**

2．**発生予防（1次予防）正しい理解を深めるため、啓発と依存症に対する偏見解消を進める**

◆小学校〜大学において、相談支援コーディネーター、アルコール健康障害普及啓発相談員、学校薬剤師、自助グループなどの協力を得て理解推進　◆保護者への啓発　◆飲酒が睡眠に及ぼす影響について啓発　◆若者向けのリーフレットを成人式や大学入学式で配布　◆県民向けフォーラム、「相談支援コーディネーター」による出前講座、研修会、リーフレット、ポスター、動画による啓発　◆各圏域における「ネットワーク研究会」の開催など

3．**進行予防（2次予防）医療、保健、福祉などの関係機関と連携し、アルコール健康障害の早期発見、早期介入の取組を進める**

◆精神科医とかかりつけ医、かかりつけ薬局の連携強化　◆健康診断や保健指導での早期発見・早期介入、医療機関や自助グループ等との連携　◆健康診断や保健指導に関わる従事者への研修・教育　◆運転免許更新を活用した早期発見　◆市町村が行なう飲酒運転根絶の取組との連携　◆自死対策との連携　◆相談窓口の周知と広報、相談機能の強化　◆各圏域で家族教室を開催、家族支援体制を強化　◆支援拠点による支援　◆民生委員、保護司等に対する研修　◆断酒会、鳥取アディクション連絡会、AA等の民間団体に対する活動支援　◆各圏域における「ネットワーク研究会」の開催　など

4．**再発予防（3次予防）医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化、自助グループの活動支援等を行い、アルコール健康障害（依存症）の再発防止・回復支援を進める**

◆精神科医とかかりつけ医、かかりつけ薬局の連携強化　◆アルコール健康障害（依存症）からの社会復帰支援　◆支援拠点による支援　◆民生委員、保護司等に対する研修　◆断酒会、鳥取アディクション連絡会、AA等の民間団体に対する活動支援　◆各圏域における「ネットワーク研究会」の開催　など

ネットワークの成果と課題

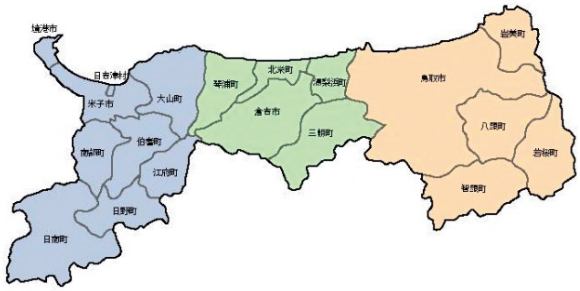

鳥取県は、東部地区、中部地区、西部地区と3つの圏域に分かれている。推進計画では、各圏域で行政・医療・福祉・司法関係者・民間団体等による「ネットワーク研究会」を開催し、事例検討会等を通して対策に取り組むとした。

これは、1999年から県東部における対策の核となってきた「東部地区アルコール関係者ネットワーク研究会」を西部、中部でもスタートしようというものだ。

東部では、継続的に開かれており、2018年度で4回開催、年間150名（延人数）近くの方が参加しており、ネットワークの狙い通り依存症への理解が広まりつつある。

中部・西部のネットワーク研究会は、2016年度から定期的に開催をしている。中部・西部ともに基本的に年1度の開催で、警察署や市町村の担当者、地域支援センター、薬剤師会、自助グループのメンバーなど、幅広い団体が参加し、相互理解を深める場となっている。

その他「かかりつけ医等依存症対応力向上研修会」が開催されるようになった。　治療につなげるキーマンである、かかりつけ医のアルコール依存症患者への対応力向上を期待するもので、東部・西部・中部に分かれて地区ごとに年1回開催されている。それぞれの地区の医師会が事務局となって運営され、研修を受講すると日本医師会の「生涯教育制度」の単位にも認定される。

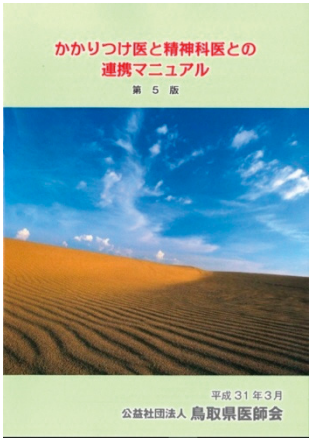

また、鳥取県医師会が自死対策事業で作成してきた「かかりつけ医と精神科医の連携マニュアル」は、第4版から「アルコール健康障害の治療と回復について」という項目を加えている。

継続した、かかりつけ医のレベルアップへの取り組みが期待されている。

■相談件数の増加

2018年度の相談件数を見ると、全体の数は109件。前年度と比べて1.5倍増加している。また、病院が専門治療拠点となっていることも影響して、治療につながる人数も大幅に増え続けている。なかでも依存症としては軽症の受診者が増加しており、簡易介入で初期対応している。

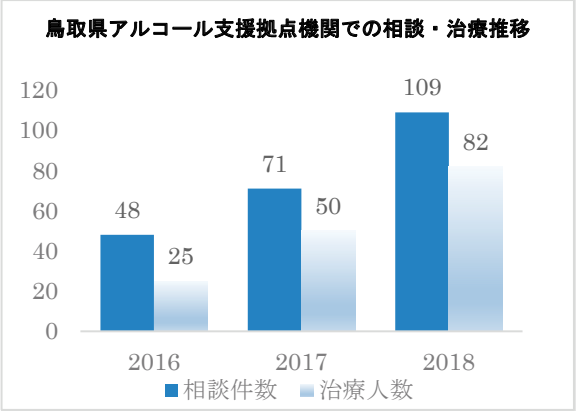

しかし、地域別に見ると鳥取県・東部からの相談が82件と多数を占め、中部、西部からの相談件数は、例年並みの9件、4件と少なかった。

	当事者	家族	医療	政･民生	その他	
東部	28	35	14	4	1	82
中部	4	5	0	0	0	9
西部	0	2	1	0	1	4
県外	3	6	1	4	0	14
合計	**35**	**48**	**16**	**8**	**2**	**109**

（2018年度鳥取県アルコール支援拠点機関での相談件数）

■課題

支援拠点機関の相談件数は､年々増えているが､東部地域からの相談が圧倒的に多く、地域による隔たりが大きい。

中部・西部地区での専門医療機関の選定は、重要な課題の一つ。各圏域での保健所と専門医療機関とが連携した活動を充実させ、ネットワーク研究会の強化につなげていくことが望まれる。

支援拠点からわかったこと

●「アルコール健康障害支援拠点」の設置

2016年、推進計画の取り組みの1つとして「アルコール健康障害支援拠点」が設置された。普及・啓発から相談・専門治療まで担うもので、医療福祉センター渡辺病院が指定された。国の基本計画では、「相談拠点」「専門医療機関」を1つずつ定めることが目標とされているが、鳥取の「支援拠点」はこの2つを兼ねる形となった。相談を受け付けるところで専門治療も提供する、いわばワンストップ・サービスの機能があるのだ。

この支援拠点に「相談支援コーディネーター」を置き、啓発活動、相談対応、関係機関との連絡調整、職場復帰の調整などを行なう。

鳥取県は、支援拠点機関としての渡辺病院に対して、相談支援コーディネーターの人件費を一人分支払う形で、現在年間900万円余りを支出している。支援拠点機関では現在看護師、PSW、作業療法士など6人がコーディネーターとして登録、出前講座や出前相談、自助グループ活動の支援、そして支援拠点機関研修会（薬物依存症支援拠点機関の研修会と合わせると年5回）の開催に取り組んでいる。

【相談体制】

平日の9時から17時まで
相談支援コーディネーターが関係機関との連携を含めた各種相談に応じる

【治療体制】

医療相談室と外来看護師が連携し、アルコール初診枠を調整。相談の段階で希望を聴き取り、介入／診断／通院／入院などの一定の振り分けを行なう。

●見えてきたもの

アルコール健康障害を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、かかりつけ医等が連携してアルコール健康障害対策を行なうことがますます重要となっている。

不適切な飲酒により救急外来を何度も受診するなど、問題を抱えている患者に対し、関係機関が連携し対応することにより、有効な地域ネットワークがつくられていく。

個別の状況に応じて、精神科等の医療機関や断酒会等と連携を図ることが、「アルコール健康障害支援拠点」機関の重要な役割の一つだ。

推進計画も4年目に入り、人と人の見える関係づくりが進んできた。ネットワークが構築されているので、困った事例にも早期に対応することができるようになったのは大きな成長だ。

各圏域の保健所が家族相談・家族教室を担当。これからは二次医療圏ごとに、治療プログラムをもった依存症専門医療機関があり、保健所等と連携して、アルコールネットワーク研究会の定期開催や、事例検討会に参画していくことが重要となる。

今後の課題

●課題

推進計画では、回復した当事者や民生委員・保護司等を対象に「アルコール健康障害普及啓発相談員」を養成し、任命するとしている。支援拠点の研修会は、相談員の研修項目の1つになっている。

普及啓発相談員の継続研修と、初年度に登録した19名が実際に活用できているかなどを議論し、今後の相談業務を実施するうえでの方向性を検討する必要がある。このため、普及啓発相談員（継続）研修会を年度末に開催し、意見交換の場を設けている。

また、県全体の相談件数は年々増加しているものの、中部・西部地域からの相談は少ないため、支援拠点機関のホームページの充実や、リーフレットの配布等により更なる周知を考えている。

このほか、中部や西部の医療圏で、アルコール専門医の育成と、地域連携に積極的な精神科医療機関および専門医療機関の確保に向けた取り組みが求められている。